

令和8年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ★本制度は、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ★オンライン申請システムでの申請（申請方法は裏面）
- ★対象世帯が拡充されています。（区分③④）
- ★申請期限：7/31（金）
- ★今年度は高等学校等就学支援金による所得確認がなかったため、該当が予想される世帯へのご案内ができません。支給要件を各自で必ずご確認ください。
収入要件限度額に近い方なども積極的に申請されることを推奨いたします。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・令和8年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和8年7月1日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

対象世帯（以下①～④のいずれかに該当する世帯）

- ①令和8年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
- ③保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が100円以上105,500円未満の世帯
※年収目安270万円以上380万円未満の世帯
- ④保護者等全員の所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯
※年収目安380万円以上490万円未満の世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

区分	給付対象世帯及び給付額	
	給付対象世帯	給付額 全日制・定時制
①	生活保護受給世帯	32,300円
②	住民税非課税世帯	143,700円
③	年収270～380万円相当の世帯	47,900円
④	年収380～490万円相当の世帯	35,930円

申請開始日・申請期限・給付予定時期

- 申請開始日 令和8年7月15日
- 申請期限 令和8年7月31日
- 給付予定時期 令和8年10～11月頃
- ※申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

★申請方法は裏面へ★

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

スマートフォンやパソコンからオンライン申請が可能です。申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

- ①学校から配付済みのオンライン申請システムログイン用 ID と PW を用意します。
- ②「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインし、①の ID と PW を入力します。

＜兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら＞

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



以下、入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。

③生徒情報 入力

- ・生徒本人の国籍について選択してください
(日本国以外を選択された方は在留資格を選択のうえ、確認書類を事務室へご提出ください)

④学校情報 入力

⑤保護者等情報 入力

⑥収入情報 入力

収入情報の提出方法は、次のいずれかにより提出してください。

- ・個人番号カードを使用して自己情報を取得する
- ・個人番号を入力する
- ・所得確認書類（課税証明書等）を画像添付にて提出する
課税証明書等を画像化し、アップロードする（この場合、個人番号は利用しません）
- ・所得確認書類（課税証明書等）をシステム外で学校へ提出する
課税証明書等原本を学校に提出する（この場合、個人番号は利用しません）

⑦受給申請情報 入力

- ・該当する方は学校までご連絡ください

⑧扶養親族情報 入力

- ・申請者と生徒本人が、健康保健法における扶養者と被扶養者の関係であることの確認

⑨振込先口座情報 入力

受領方法について、次のいずれかの方法により提出してください

- ・学校諸費に未納がある方は、「給付金の受領を学校長に委任します」→「一部（未納金額をご入力ください）」を選択し、振込希望口座をご入力ください。
- ・学校諸費に未納がない方は、「申請者又は生徒本人～」を選択し、振込希望口座をご入力ください。

⑩申請情報 入力

- ・申請内容に誤りがないか確認し、確認事項にチェックしてください

申請完了となります。

申請に必要なもの（別表もご参照ください。）

【区分①に該当する世帯】（生活保護受給世帯）

次のいずれか

- ・生徒本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 ※生活保護受給証明書でも代用可能

【区分②～④に該当する世帯】（生活保護受給世帯以外）

次のいずれか

- ・保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
 - ・令和8年度課税証明書 ※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能
- ※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

注意事項

- ・学校の定める日までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和8年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付対象外です。
- ・家計急変に係る申請については、在学先の学校（事務室）までご連絡ください。

問い合わせ先

兵庫県立西宮甲山高等学校事務室 田中 （電話：0798-74-2460 自動応答⑥）

高校生等奨学給付金 Q&A

Q1 対象となる高校生等とは？

A1 次にあげる学校に通う生徒のことを、「高校生等」と呼びます。

- ・国公立の高等学校
- ・高等専門学校（1～3学年）
- ・中等教育学校後期課程
- ・専修学校（高等課程）
- ・国家資格養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）

Q2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

A2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

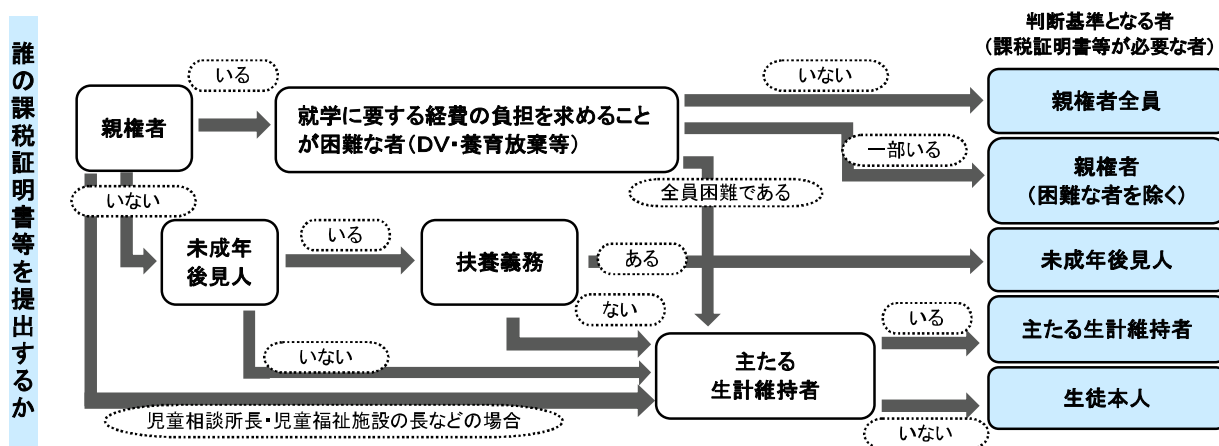
- 課税証明書（市町村役場で発行）
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。）
- 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

Q3 個人番号又は、課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

A3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。親権者が父母の場合は、父母2名分を提出してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告をしてください。



Q4 申請したら必ず全員に支給されますか？

A4 収入基準を満たし、かつ申請内容に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

Q5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は支給対象外です。

Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A6 基準日である7月1日現在（※）で、年度末まで休学の場合は対象外です。

7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日現在が、基準日となります。

Q7 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A7 給付金は基準日（7月1日）（※）時点で判断します。

そのため、基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日現在が、基準日となります。

Q8 生徒は兵庫県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。兵庫県に申請できますか？

A8 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。

申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。

生徒・保護者等のみなさまへ

高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

高校生等奨学給付金の認定にあたり、オンライン申請で個人番号を入力された場合、又は個人番号カード等の写しを提出された場合、個人番号を利用して認定審査に必要な税情報等の確認を行います。提出された個人番号は以下のとおり取り扱います。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

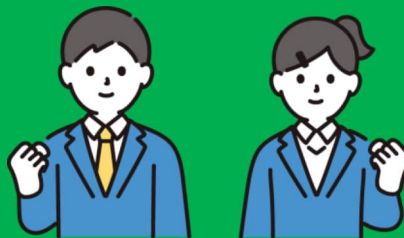
高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員の住民税所得割額を確認することから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。

大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



奨学のための
給付金

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

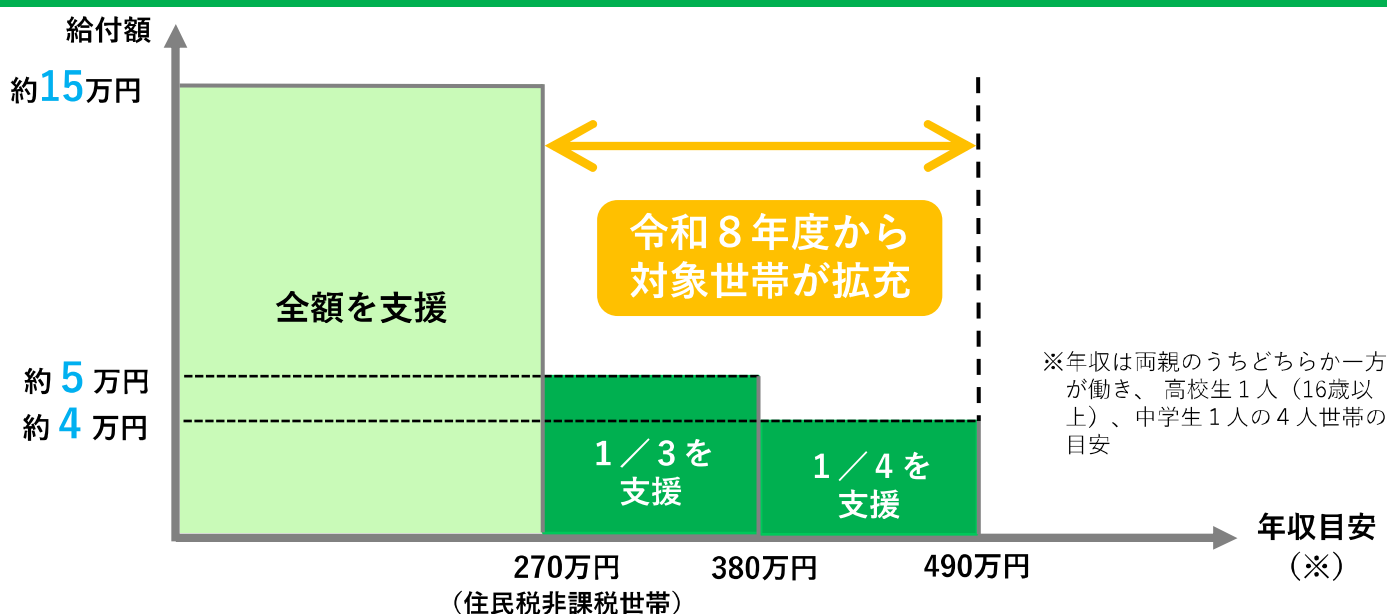
- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収**270万円以上380万円未満**の世帯 **拡充**
- 年収**380万円以上490万円未満**の世帯 **拡充**

※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります(詳細は次頁参照)。
※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。

令和8年度の支援イメージ（私立高校・全日制の場合）



詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

国籍・在留資格等の要件

必要書類

①	高等学校等（外国人学校を除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯 ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	外国籍の生徒等については、以下のいずれかの書類 ・特別永住者証明書の写し ・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） （家族滞在は以下の書類も提出） ・小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
②	高等学校等に在学する①以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯	生徒等の以下のいずれかの書類 ・在留カードの写し ・住民票の写し（原本）

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。



保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などは
マイナポータルで「わたしの情報」
から確認できます。



保護者等全員の**道府県民税所得割額**と**市町村民税所得割額**の**合算額**（※）により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況により判定

所得要件

必要書類

①	上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯 ・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯 ・所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯（年収270～380万円世帯） ・所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯（年収380～490万円世帯）	以下のいずれかの書類 ・生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 ・保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書 等
②	上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯 ・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯	

令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)		① ② 生活保護世帯・ 住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)		① 所得割額が 100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)		① 所得割額が 105,500円以上182,500円未満 (年収380～490万円世帯)	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯		3万2,300円	5万2,600円				
上記以外 の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万670円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万500円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円



家計急変支援について

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める**家計急変事由が発生**したことで、**従前得ていた収入を得ることができない場合**に支援を受けることができます。
- 家計急変事由が発生した場合、**速やかにお住まいの都道府県または学校へ相談**して下さい。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当

+

世帯年収が所得要件相当まで減少
※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

給付額

7月1日
までに急変

年額を給付

7月2日
以降に急変

年額を月割りにした額を給付

兵庫県内在住の保護者の皆様へ（県内の県立または市立高等学校等に在学する生徒の方向け）

家計急変分

令和 8 年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど家計急変により収入が減少し、急変後の世帯年収が支給対象世帯に相当すると認められる世帯に対する支援制度です。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした返還不要の給付制度で、年 1 回支給されます。
- ・授業料の納付が不要となる「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・7 月 1 日時点の状況により通常分の給付を受けたが、7 月 2 日以降に家計急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、家計急変にかかる給付額から通常分で支給された給付額のうち家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を差し引いた額を追加で給付します。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・申請日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を 3 回（定時制・通信制課程の場合は 4 回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していないこと

対象世帯（以下①～③のいずれかに該当する世帯）

家計急変による経済的理由から、以下のいずれかに相当すると認められる世帯

- ①保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯
- ②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が 100 円以上 105,500 円未満相当の世帯
※年収目安 270 万円以上 380 万円未満相当の世帯
- ③保護者等全員の所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満相当の世帯
※年収目安 380 万円以上 490 万円未満相当の世帯

※なお、生徒の国籍・在留資格等により対象世帯が異なります。

※提出書類をもとに、家計急変後 1 年間の収入見込額を推計します。

（参考）

- ・①道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯の例

2 人世帯	2,044,000 円未満 寡婦（夫）の場合	5 人世帯	3,216,000 円未満
3 人世帯	2,216,000 円未満	6 人世帯	3,704,000 円未満
4 人世帯	2,716,000 円未満	7 人世帯	4,140,000 円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

- ・②または③の世帯に該当する場合は、住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出し判断します。

給付額（1 人あたり年額・年 1 回のみ）

- ・7 月 1 日以前に家計が急変し、かつ学校の定める日までに申請した場合

高校生等の範囲	区分	給付対象世帯及び給付額		
		給付対象世帯	給付額	
			全日制・定時制	通信制
新制度	①	住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円
	②	年収 270～380 万円相当の世帯	47,900 円	16,830 円
	③	年収 380～490 万円相当の世帯	35,930 円	12,630 円
旧制度	①	住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円

- ・7 月 2 日以降に家計が急変し、申請した場合
申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9 月 2 日に申請した場合（全日制）

$143,700 \text{ 円} \times 6 \text{ 月} \text{（} 10 \sim 3 \text{ 月）} \div 12 \text{ 月} = 71,850 \text{ 円}$

- ・ 7月1日時点での状況により年収380～490万円相当の世帯として支給を受けたが、9月に住民税非課税世帯に相当する世帯へ家計が急変し、申請した場合

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

（家計急変による給付額）

143,700円×6月（10～3月）／12月＝71,850円

（7月1日現在の状況により支給された給付額）

35,930円×6月（10～3月）／12月＝17,965円

71,850円－17,965円＝53,885円

※新制度対象者とは、日本国籍を有する者のほか、特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者（日本に永住意思がある者）・家族滞在者（小中学校卒業後、日本で就労して定着する意思がある者）のいずれかに該当する人をいいます。

※該当区分（新制度・旧制度）がご不明な場合は、在学先の学校へ確認してください。

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

○新制度対象者

スマートフォンやパソコンからオンライン申請が可能です。申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

①学校から配付済みのオンライン申請システムログイン用IDとPWを用意します。

②「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインします。

＜兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら＞

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



③入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。

※オンライン申請が困難な場合は、申請書による提出も可能です。在学先の学校（事務室）へご連絡ください。

○旧制度対象者

オンライン申請ができないため、申請書による提出が必要です。在学先の学校（事務室）へ連絡し、申請書をもらってください。

申請に必要なもの（別表もご参照ください。）

- ・保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・家計急変事由が確認できるもの（雇用保険受給資格者証・離職票・医師による診断書等）
- ・収入見込額が確認できるもの（会社発行の収入見込証明書・収入申告書等）

注意事項

- ・家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・申請方法は通常分と同様にオンライン申請システムから申請が可能です。申請を希望される場合は、在学先の学校までご連絡ください。

申請期限・給付予定時期

- ・7月1日以前に家計が急変した場合

申請期限 令和8年9月30日

給付予定時期 令和8年9～11月頃

※申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

- ・7月2日以降に家計が急変した場合

申請があった日の属する月の翌月（申請があった日が月の初日である場合は、申請があった月）以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請してください。

問い合わせ先

兵庫県立西宮甲山高等学校事務室 田中（電話：0798-74-2460 音声案内⑤）

高校生等奨学給付金（家計急変）の申請に必要なもの

○家計急変事由が確認できるもの

対象となる家計急変事由		必要書類（原則第三者が発行したものに限る）
休職・離職	負傷、疾病により離職または休職し、その後90日以上就労が困難な場合	医師による診断書（就労不可90日以上） 離職・休職を証明する書類
	雇用保険受給資格者証または離職票に記載の離職理由コードが、下記のいずれかに該当	
離職	雇用保険加入者	11 (1A) 解雇 12 (1B) 天災そのほかやむを得ない理由により事業の継続が不可能 21 (2A) 特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり） 22 (2B) 特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満更新明示あり） 23 (2C) 特定理由の契約期間満了による離職 31 (3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32 (3B) 事業主からの働きかけに伴う正当な理由のある自己都合退職 33 (3C) 正当な理由のある自己都合退職 34 (3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することのできない理由による離職 ※上記離職理由コードに相当すること
事業の廃止・休業	負傷疾病により事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難な場合	医師による診断書（就労不可90日以上） 事業廃止に関する証明書 休業中であることを証明する書類
事業の廃止	自己の責めに帰することができない理由による事業の廃止	事業廃止に関する証明書 理由を証明する書類
役員の辞任	自己の責めに帰することができない理由による役員の辞任	医師による診断書 辞任したことを証明する書類 理由を証明する書類
被災	被災により就労が困難となった場合（地震・水害・火事等）	罹災証明書 医師による診断書・事業廃止に関する証明書等
離婚・死別	離婚や死別により保護者等が1名となった場合（離婚調停中・世帯分離は対象外）	離婚：離婚届受理証明書等 死亡：戸籍謄本、戸籍抄本等

※家計急変による収入の減少状態が引き続いていることが条件です。
※上記のほかには別途書類等を求める場合があります。
※確認書類で不明な場合は、申請先にご確認ください。

○収入見込証明書等（保護者等全員の証明が必要です。）

家計急変発生時期		収入証明期間
令和8年3月1日までに家計急変した場合		令和8年1月～12月分
令和8年3月2日～7月1日までに家計急変した場合		令和8年7月1日～令和9年6月分
令和8年7月2日以降に家計急変した場合		家計急変後1年間分